

# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市警備消防防災業務実施要項

## 1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市警備消防防災基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における警備および消防防災業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

## 2 実施期間

警備および消防防災業務の実施期間は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める大会前および大会期間中とする。

## 3 実施場所

警備および消防防災業務の実施場所は、競技会場、練習会場、駐車場等（以下「競技会場等」という。）とする。

## 4 実施体制

### (1) 大会前

実行委員会は、関係機関・関係団体等（以下「関係機関等」という。）との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

### (2) 大会期間中

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実施本部内に警備・消防防災業務の担当を配置し、必要に応じて、競技会場等の警備業務および消防防災業務を実施する。

## 5 警備業務

### (1) 基本的事項

競技会場等の雑踏事故およびその他事件・事故の防止に取り組む。

### (2) 実施内容

#### ア 大会前

- (ア) 競技会場等における警備体制の確立に関すること。
- (イ) 実地踏査の実施に関すること。
- (ウ) 通信体制の確立に関すること。
- (エ) 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。
- (オ) 警備員等の確保と事前教育および訓練に関すること。
- (カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関すること。
- (キ) その他必要な警備業務に関すること。

#### イ 大会期間中

- (ア) 競技会場等における雑踏事故およびその他の事件・事故の防止に関する事。
  - (イ) 競技会場等における交通誘導警備に関する事。
  - (ウ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者の競技会場等での誘導および混雑防止の措置に関する事。
  - (エ) 競技会場等における犯罪の予防に関する事。
  - (オ) 競技会場等における避難通路の確保に関する事。
  - (カ) 迷子および遺失物等への対応に関する事。
  - (キ) 入退場者管理に関する事。
  - (ク) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。
  - (ケ) 競技会場等への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。
  - (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
  - (サ) その他必要な警備業務に関する事。
- (3) 突発重大事案に係る対策
- 突発重大事案に係る対策については、関係機関等と連携を図り実施する。

## 6 消防防災業務

### (1) 基本的事項

- ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等の消防防災に取り組む。
- イ 高島市地域防災計画および各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

### (2) 実施内容

#### ア 大会前

- (ア) 競技会場等における消防防災体制の確立に関する事。
- (イ) 競技会場等における消防用設備および水利等の点検整備に関する事。
- (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関する事。
- (エ) 防火防災意識の高揚と啓発活動の推進に関する事。
- (オ) 競技会場等での避難訓練に関する事。
- (カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関する事。
- (キ) その他必要な消防防災業務に関する事。

#### イ 大会期間中

- (ア) 競技会場等における火災等の予防、警戒および鎮圧に関する事。
- (イ) 競技会場等の救急救助に関する事。
- (ウ) 競技会場等における避難経路の確保および火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
- (エ) その他必要な消防防災業務に関する事。

### (3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、宿泊地市町および関係機関等と調整し実施する。

### (4) 大規模災害に係る対策

大規模災害に係る対策については、関係機関等と連携を図り実施する。

## 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における警備および消防防災業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

### 付 則

この要項は、令和5年6月22日から施行する。